

競技馬選定基準について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が賃貸借契約する近代五種競技における競技馬の賃貸借契約に関する競技馬選定基準については、次に掲げる方法による。

1 審査機関

- (1) 本業務の審査については、選定審査会（以下、「審査会」という）において実施する。
- (2) 審査会は、仕様書に記載している要件を満たしているか判断するとともに、「2(2) ①審査項目」に基づき合否を審査する。

2 競技馬選定基準

(1) 第一次審査

- ① 応募者により提出された審査資料により審査を行う。
- ② 審査においては、仕様書を満たしているかについて評価を行い、満たしている競技馬のみ選定する。

(2) 第二次審査

- ① (1)の審査を通過した競技馬を対象に、審査委員が下記の項目について実地審査を行う。

審査項目	合否
(1) 飛越能力（合計8飛越） 垂直障害 120 cm 4飛越 オクサー障害 高さ120 cm×幅130 cm 4飛越 ※コースは任意で、下記の条件を含むこと。（分速375mの想定） 1 垂直からオクサー、距離7.9mのダブル障害 2 垂直からオクサー、距離18.2m、4ストライドの2飛越 3 オクサーから垂直、距離22.7m、5ストライドの2飛越 4 垂直とオクサーをそれぞれ1飛越	左記の内容を総合的な評価から合否を判断する。
(2) 審査規程 日本馬術連盟競技会規程最新版による。	
(2) 総合観察点 飛越能力、性格、乗りやすさ、馬格等	

- ② 二次審査の結果により、契約候補者を選定する。